

長期収載品の『特別の料金』の計算方法が変わります。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について、本年6月から、対象となる患者さまにご負担いただく「特別の料金」が、長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1相当に見直されました。

今般、「特別の料金」の計算方法が、令和9年3月1日から変更されることとなりました。本号では、表面で基本的な計算方法を、裏面で今回の変更内容について紹介します。

Topic解説

◆ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

本制度は、後発医薬品がある医薬品について、患者さまが先発医薬品の処方を希望される場合に、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当額を「特別の料金」としてご負担いただく仕組みです。ただし、すべての医薬品が対象となるわけではありません。また、医師や薬剤師が医療上の必要性を認めた場合や、後発医薬品の提供が困難な場合にほか、入院中の患者さまなど、診療等の状況によっても対象外となります。

□ 先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1について

後発医薬品は、同じ先発医薬品（同規格）に対応する同一規格の製品であっても価格（薬価）が異なる場合があります。この場合は、もっとも高い価格（薬価）を用いて計算します。

なお、選定療養の対象となる医薬品や、「特別の料金」の計算に用いる価格差の2分の1相当額については、厚生労働省のウェブサイトで確認することができます。

厚生労働省：後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

※ サイト画面を下にスクロールし、「対象医薬品リストについて」の項目にある「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」に**対象医薬品リスト（厚労省マスタ）**が掲載されています。（過去のリストも掲載されているため、一番直近に近い事務連絡を確認ください。）

□ 特別の料金は消費税がかかります。

「特別の料金」は消費税の課税対象となるため、消費税分を加えてご負担いただきます。

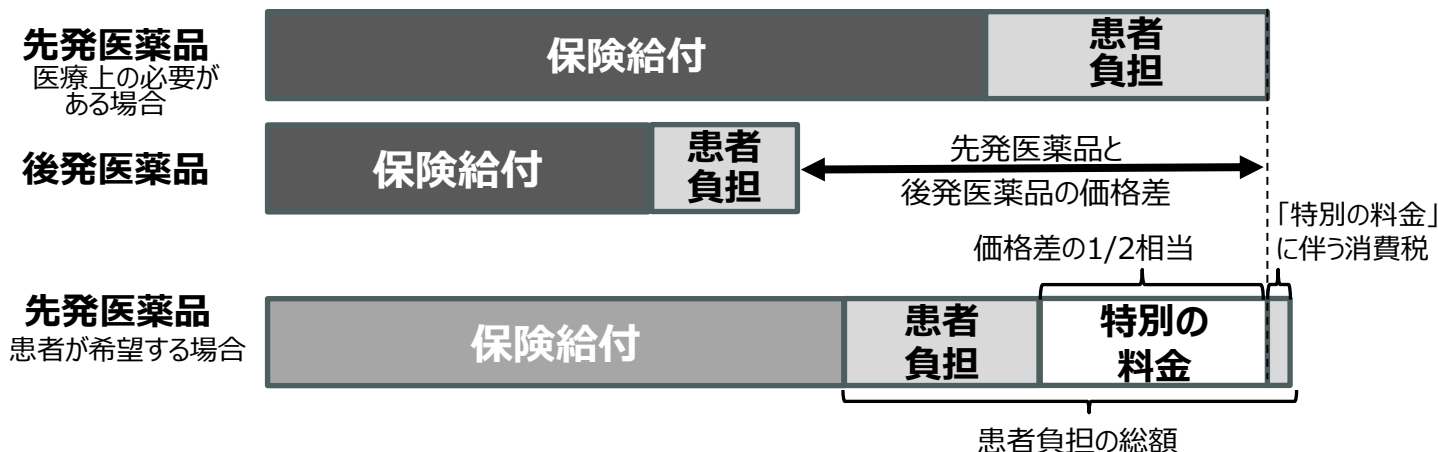
□ 特別の料金の計算方法について

長期収載品の薬価から、その後発医薬品の薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格を用いて算定告示の例により算定した点数に10円を乗じて得た額とすることとなっています。

例えば調剤報酬点数表の計算では、薬価（円）を使用薬剤料（点）に換算したのち、点数に10円を乗じて金額となります。

また、使用薬剤料は所定単位ごとに15円以下を1点とするルールもございます。

（参考）保険給付と患者負担のイメージ



Topic解説

◆ 3月1日から変更される計算方法について

現行制度では、長期収載品と後発医薬品（最も高い薬価）の価格差の2分の1相当額を、診療報酬の算定方法に準じて点数に換算した後、その点数に10円を乗じて金額を算出しています（表面参照）。

令和9年3月1日からは、こうした点数への換算を行わず、長期収載品と後発医薬品（最も高い薬価）の価格差の2分の1相当額を、そのまま「特別の料金」として算出する方法に変更されます。

◆ 「特別の料金」計算方法の変更点について

□ 計算方法のイメージ

- 錠10mg（内服薬）、1日2錠30日分に係る費用は、以下の通り計算します。
ただし、対象医薬品リスト（厚労省マスタ）における該当行は表のとおりとします。

薬価基準収載 医薬品コード	品名		薬価	後発医薬品 最高薬価	長期収載品と後発医薬品の 価格差の2分の1	保険外併用療法費の算 出に用いる価格
●●●●	●●錠10mg		100.0	49.3	25.35【a】	74.65【b】

現行の「特別の料金」に係る費用の計算方法：

- 【a】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数（点）に換算する。
所定単位（1剤1日分）あたり 25.35円【a】× 2錠 = 50.7 円 ➡ 5 点
30日分 5 点 × 30日 = 150点
- 特別の料金に係る費用（円）は以下の算式で求める。
1. で求めた点数（150点）× 10（円/点）× （1 + 消費税率10%） = 1,650円



2027年（令和9年）3月以降の「特別の料金」に係る費用の計算方法：

- （今までの点数に換算する計算方法は用いずに、以下の方法で計算します。）
- 【a】の値に**投薬全量**を乗じる。（単位：円）
 $25.35 \text{ 円【a】} \times 1 \text{ 回} \times 1 \text{ 錠} \times 1 \text{ 日} \times 2 \text{ 回} \times 30 \text{ 日} = 1,521 \text{ 円} \div 1,520 \text{ 円}$
※ 1の位を四捨五入する。
 1. で求めた額に消費税を加える
 $1,520 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}10\%) = 1,672 \text{ 円}$

◆ 計算方法の変更による影響について

今回の見直し（R9年3月実施）により、低薬価品の処方で、時折生じていた薬剤料の自己負担率が大きく上がる現象は抑制されることになると考えられます。

調剤報酬では、使用薬剤料は所定単位ごとに15円以下を1点とするルールがあり、保険対象となる費用、特別の料金（保険対象外）どちらもこのルールの対象となり、いくら薬剤料が低くともそれぞれ1点（1日）となっていました。

今回の改定により、特別の料金に関しては、対象品リストにある価格【a】に投薬全量に乗じた額（1円単位は四捨五入）となりますので負担率の上昇が軽減される見込みです。

参考：厚生労働省_長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法について（令和8年9月30日事務連絡）をもとに作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

本資料に関するご質問および医療制度に関するご質問につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在受け付けておりません。何卒ご了承ください。



発行元：東和薬品株式会社

DC-006832